

2-10 水産業競争力強化緊急事業

(1) ~ (2) (略)

(3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア 広域浜プラン緊急対策事業

(ア) (略)

(イ) 収入向上・コスト削減等の実証的取組支援

a 効率的な操業体制の確立支援

(a) (略)

(b) 事業実施者

この事業の事業実施者は、次の要件を満たす者とする。

i 広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会及び広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）であつて、広域浜プラン及び当該浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす意欲ある広域委員会であること。

なお、当該浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和3年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会も、事業実施者としてすることができる。

(i) ~ (iii) (略)

(c) 競争力強化型操業推進委員会

i ~ iv (略)

v 操業委員会は、ivのほか、事業実施者から漁業現場の事情を踏まえた実証的取組の提案を受けた場合、内容を審査し、競争力強化型操業に資する活動と認められる場合は、水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。

vi (略)

(d) ~ (j) (略)

b 養殖用生餌供給安定対策支援

(a) (略)

(b) 事業実施者

i 本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、

(i) 令和3年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立し、(c)のiiの全体計画に参画した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会

(ii) (略)

ii (略)

(c) 事業の実施

i ~ iii (略)

iv 事業実施期間は、事業実施計画に基づき養殖用生餌を最初に調達した日から1年以内とし、延長することはできないものとする。ただし、事業実施者が、新たな地域からの養殖用生餌の調達を行う等当該計画にない新規性のある取組の導入により、より高いKPIの達成を目指すために事業実施期間の変更を含む事業実施計画の変更を申請し、水産庁長官が承認した場合に限り、水産庁長官が特に必要と認める範囲で延長することができる。

v・vi (略)

vii 事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業終了後速やかに事業実施報告書及び養殖用生餌の調達コストの状況等についてフォローアップ報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、令和3年3月31日までに提出可能な最新の事業期間までのフォローアップ報告書を作成し、令和3年3月31日までに、事業実施主体に提出するものとする。

viii (略)

(d) ~ (g) (略)

c 広域浜プラン実証調査

(a)・(b) (略)

(c) 事業実施計画

2-10 水産業競争力強化緊急事業

(1) ~ (2) (略)

(3) 事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア 広域浜プラン緊急対策事業

(ア) (略)

(イ) 収入向上・コスト削減の実証的取組支援

a 効率的な操業体制の確立支援

(a) (略)

(b) 事業実施者

この事業の事業実施者は、次の要件を満たす者とする。

i 広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会及び広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）であつて、広域浜プラン及び当該浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす意欲ある広域委員会であること。

なお、当該浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和2年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会も、事業実施者としてすることができる。

(i) ~ (iii) (略)

(c) 競争力強化型操業推進委員会

i ~ iv (略)

v 操業委員会は、ivのほか、事業実施者から漁業現場の事情を踏まえた実証的取組（以下「地域提案活動」という。）の提案を受けた場合、内容を審査し、競争力強化型操業に資する活動と認められる場合は、水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。

vi (略)

(d) ~ (j) (略)

b 養殖用生餌供給安定対策支援

(a) (略)

(b) 事業実施者

i 本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、

(i) 令和2年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立し、(c)のiiの全体計画に参画した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会

(ii) (略)

ii (略)

(c) 事業の実施

i ~ iii (略)

iv 事業実施期間は、事業実施計画に基づき養殖用生餌を最初に調達した日から1年以内とする。ただし、事業実施者が(a)に定める取組を強化し、KPIの達成を加速化するために事業実施期間の変更を含む事業実施計画の変更を申請し、水産庁長官が承認した場合には、水産庁長官が特に必要と認める範囲で延長することができる。

v・vi (略)

vii 事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、令和3年3月31日までに提出可能な最新の事業期間の養殖用生餌の調達コストの状況等についてフォローアップ報告書を作成し、令和3年3月31日までに、事業実施主体に提出するものとする。

viii (略)

(d) ~ (g) (略)

c 広域浜プラン実証調査

(a)・(b) (略)

(c) 事業実施計画

i 事業実施計画等の承認

事業実施者は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ii 事業メニュー

(i) 漁協機能統合・再編メニュー

漁協の経営・事業改善の促進に資するもので、次に掲げるものとする。

ア) 産地市場等の機能再編強化タイプ

各浜が有する荷捌き、加工、製氷施設や種苗生産施設の地域全体での再編、機能の集約・強化等。

イ) 共同出荷等の販売力強化タイプ

複数の漁協が共同で行う出荷・販売、出荷コストの削減や仲介人の集積のほか、量販店や直売所の集約、共同で行う販売促進・PR等。

ウ) 漁港機能の高度化タイプ

漁港内の水域を有効利用する必要がある場合に行う増養殖場、蓄養水面、親水施設等の利用の転換のほか、加工施設等漁港の高度化を図るため行う施設再編計画の検討等。

エ) ア)～ウ)に掲げるもののほか、漁協の経営・事業改善の取組等を促進するもの。

(ii) 一般メニュー

漁協機能統合・再編メニュー以外のメニュー。

iii 事業実施期間

(i) 漁協機能統合・再編メニュー

事業実施期間は、原則として単年度とする。ただし、事業の成果を踏まえ発展的な対応が必要かつ有効であると水産庁長官が認める場合には、最大3カ年までの事業実施期間とすることができるものとする。また、最大3カ年までの事業実施期間における事業の成果を踏まえ、近隣漁協等との機能統合・再編を前提に、更なる発展的な対応が必要かつ有効であると水産庁長官が認める場合には、さらに最大2カ年までの事業実施期間の延長（延長前の事業実施期間と合算して最大5カ年まで）を行うことができるものとする。

(ii) 一般メニュー

事業実施期間は、原則として単年度とする。ただし、事業の成果を踏まえ発展的な対応が必要かつ有効であると水産庁長官が認める場合には、最大3カ年までの事業実施期間とすることができるものとする。

iv 事業実施計画等の採択基準

一般メニューの採択基準は、次に掲げる要件（(iv)を除く。）とし、浜の活力再生広域プラン（第1期に限る。）については（i）、（iii）及び（v）、漁船漁業構造改革広域プラン（第1期に限る。）については（ii）、（iii）及び（v）に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、漁協機能統合・再編メニューを実施する場合は（iv）に掲げる要件も満たすものとする。

(i) 本事業を通じて、機能再編・地域活性化や中核的担い手の確保・育成を通じた競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

(ii) 本事業を通じて、対象漁船漁業の構造改革や競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

(iii) 本事業を通じて、承認された広域浜プランに基づく成果目標（KPI）の達成を目指すものであること。

(iv) 広域水産業再生委員会の構成員である漁業協同組合が近隣漁業協同組合等との機能統合・再編に向けた取組を広域浜プランに位置付け実施するものであること。

(v) (i) 及び (ii) の取組が、水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）等国の施策に整合していること。

(d) 略

(e) 補助率等

実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

i 漁協機能統合・再編メニュー

1取組当たり毎年度200万円を上限とし、1プラン当たり複数の取組を実施することができるものとする。

ただし、水産庁長官は取組内容を精査し、予算の適正な執行や取組の効果発現などの観点から複数の取組を統合することが適当と判断する場合には、複数の取組を統合することができる。

ii 一般メニュー

1プラン当たり毎年度200万円を上限とする。

(f)～(i) 略

d 真珠品質保持緊急対策

i 事業実施計画等の承認

事業実施者は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。また、単年度ではなく、複数年度にまたがる調査活動を実施することでプランに基づく取組効果が高まることが期待され、年度間の活動を明確にできるものに限り、3年を上限に複数年間の事業実施計画を認めるものとする。これを変更するときも同様とする。

(新設)

(新設)

ii 事業実施計画等の採択基準

採択基準は、次に掲げる要件とし、浜の活力再生広域プランについては（i）、（iii）及び（iv）、漁船漁業構造改革広域プランについては（ii）、（iii）及び（iv）に掲げる要件を全て満たすものとする。

(i) 本事業を通じて、機能再編・地域活性化や中核的担い手の確保・育成を通じた競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

(ii) 本事業を通じて、対象漁船漁業の構造改革や競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

(iii) 本事業を通じて、承認された広域浜プランに基づく成果目標（KPI）の達成を目指すものであること。

(新設)

(iv) (i) 及び (ii) の取組が、水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）等国の施策に整合していること。

(d) 略

(e) 補助率等

実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は1プラン当たり毎年度200万円を上限とする。

なお、複数年間の事業実施計画については、毎年度、予算の範囲内において配分することとする。

(新設)

(新設)

(f)～(i) 略

(新設)

(a) 事業実施主体による助成

事業実施主体は、事業実施者が真珠の品質保持のため、真珠を管理及び保管する取組等に対して、助成金を交付する。

(b) 事業実施者

i 本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、

(i) 令和3年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会

(ii) 広域水産業再生委員会又は調整協議会に参画する養殖業者を直接又は間接の構成員として真珠の保管を行う水産業協同組合についても事業実施者となることできる。

ii iに掲げる者は他の事業実施者と共同で、本事業を実施することができる。

(c) 事業の実施

i 事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業実施計画を作成し、事業実施者が地域水産業再生委員会又は水産業協同組合の場合は広域水産業再生委員会又は調整協議会を通じて、事業実施主体に申請し承認を受けるものとする。

ii 事業実施主体は、iの計画の申請があった場合は、その内容を審査し、以下の要件を満たすものと認めるときは、事業実施者に対し、当該計画を承認する旨の通知を行うものとする。

(i) 事業実施計画の内容が、(a)に定める取組であること。

(ii) 関連する浜の活力再生広域プラン又は浜プランに基づく各種取組効果全体として、日本産真珠の価値（日本産真珠の単価/南洋真珠の単価）の2%以上向上の目標（KPI）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

iii 事業実施期間は、令和4年3月31日までとする。

iv 事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、承認された事業実施計画に基づく真珠の管理・保管等の実施状況について実績を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとする。

v 事業実施者は、本事業により調達した資材を、本事業以外の用途向けに使用又は譲渡してはならない。

vi 事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(d) 助成金の交付

i 事業実施主体は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費のうち、以下の経費について、事業実施者に助成するものとする。

(i) 輸送に要する経費（ガソリン代、高速料金等の経費を含む。）

(ii) 保管に要する経費（真珠に対する保険料を含む。）

(iii) 評価に要する経費（評価に必要な人件費を含む。）

なお、品質保持の取組をより効果的に実施することができると思われる場合には、(i)から(iii)に掲げる経費について、第三者に委託することができる。

ii 事業実施者は、事業実施計画の承認を受けた場合には、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、その交付を受けるものとする。

iii 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別途事業実施主体が定める様式により概算払請求を行うものとし、事業実施主体は、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

iv 事業実施者は、事業終了後、事業実施主体が別に定める精算払請求書により、事業実施主体に対し助成金の請求を行うものとする。

v 事業実施主体は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に助成金を交付するものとする。

vi 事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(e) 助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

(f) 事業の委託

i 事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ii 事業実施主体は、iの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

(g) 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

(ウ) (略)

イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(ウ) (略)

イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

(ア)～(オ) (略)

(カ) 貸付対象漁船

a 担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船とし、以下に掲げる要件を満たす漁船とする。

(a)～(c) (略)

(d) 本事業で取得した漁船により取得される環境データ(水温、塩分等)については、国と共有するものとする。なお、国と共有するために必要なデータ取得や伝達方法等については、後日定めることとする。

b (略)

(キ)～(チ) (略)

ウ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) (略)

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和3年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者としてすることができる。

a～d (略)

(ウ) (略)

(エ) 事業の実施

a 本事業を実施しようとする事業実施者は、機器事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

b～f (略)

(オ)～(コ) (略)

エ 水産業競争力強化金融支援事業

(ア) 実質無利子化措置

a (略)

b 事業の内容

(a) 交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、イの(イ)のa若しくはb又はウの事業の実施者のうち平成28年1月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者(以下「交付対象者」という。)とする。

(b) 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

i (略)

ii ウの事業 漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通通法施行令第2条の表の第1号、第3号又は第4号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの

(c) 利子助成の対象となる借入金の上限額

この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

i (略)

ii ウの事業 2千万円

(d)・(e) (略)

c 事業の実施

(a)～(c) (略)

(d) 利子助成金の交付の停止及び返還

i 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。

(i)～(iii) (略)

(iv) イの(イ)のa若しくはb又はウの事業を中止したとき。

(v) (略)

ii～iv (略)

d～f (略)

(ア)～(オ) (略)

(カ) 貸付対象漁船

a 担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船は、中核的漁業者であって、資源管理の取組を行う者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船とし、以下に掲げる要件を満たす漁船とする。

(a)～(c) (略)

(新設)

b (略)

(キ)～(チ) (略)

ウ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

(ア) (略)

(イ) 事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、令和2年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者としてすることができる。

a～d (略)

(ウ) (略)

(エ) 事業の実施

a 本事業を実施しようとする事業実施者は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業実施計画(以下「機器事業実施計画」という。)を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

b～f (略)

(オ)～(コ) (略)

エ 水産業競争力強化金融支援事業

(ア) 実質無利子化措置

a (略)

b 事業の内容

(a) 交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、イの(イ)のa若しくはb又はエの事業の実施者のうち平成28年1月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者(以下「交付対象者」という。)とする。

(b) 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

i (略)

ii エの事業 漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通通法施行令第2条の表の第1号、第3号又は第4号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの

(c) 利子助成の対象となる借入金の上限額

この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

i (略)

ii エの事業 2千万円

(d)・(e) (略)

c 事業の実施

(a)～(c) (略)

(d) 利子助成金の交付の停止及び返還

i 事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。

(i)～(iii) (略)

(iv) イの(イ)のa若しくはb又はエの事業を中止したとき。

(v) (略)

ii～iv (略)

d～f (略)

(イ) 実質無担保・無保証人化措置

a 事業実施主体による助成

事業実施主体は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者について漁業信用基金協会（以下（イ）及び（ウ）において「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係るものに関して、当該保証の引受実績に応じ、代位弁済により取得した求償権の償却に要する経費として積み立てる特別準備金への繰り入れに充てる資金について基金協会に対し助成金を交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下（イ）及び（ウ）において「信用基金」という。）に対し交付金を交付するものとする。

b 事業の内容

この事業の対象となる基金協会が引き受ける保証は、以下の全ての要件を満たすものとする。

(a) 保証対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

i (ア) の b の (a) の交付対象者 (ウの事業の実施者に限る。) であること。

ii・iii (略)

(b)～(g) (略)

(削る)

c 助成の実施

(a) 事業実施主体は、基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した求償権の償却に要する経費に対して助成金を交付するものとする。

なお、「基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保証額（基金協会負担分）」については、基金協会が毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に引き受けたbに定める要件を満たす保証（以下（イ）において「実質無担保・無保証人化措置による保証」という。）の引受累計額から、信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保険金額（実質無担保・無保証人化措置による保証の額に法第69条第6項の一定の率を乗じて得た金額をいう。以下 (c) において同じ。）を除いた額を用いるものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた} \\ \text{保証額（基金協会負担分）} \end{array} \right] \times \text{事故率（1.2\%）} \times \frac{2}{5}$$

(削る)

(削る)

(b) 基金協会は (a) により求償権の償却に要する経費として交付された助成金を特別準備金に繰り入れ、求償権の償却を行うに当たり、当該償却額から信用基金から支払われた保険金額を除いた額の 2/5 に相当する額を特別準備金から充当することができる。

(c) 事業実施主体は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の交付金を交付するものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた} \\ \text{保険金額} \end{array} \right] \times \text{事故率（1.2\%）} \times \frac{2}{5}$$

(削る)

(削る)

(d) 信用基金は (c) により求償権の償却に要する経費として交付された交付金を負債の預り金に受け入れ、求償権の償却を

(イ) 実質無担保・無保証人化措置

a 事業実施主体による助成

事業実施主体は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者について漁業信用基金協会（以下（イ）及び（ウ）において「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係るものに関して、当該保証の引受実績に応じ、代位弁済後に見込まれる求償権の回収金の減少見合について基金協会に対し助成金を交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下（イ）及び（ウ）において「信用基金」という。）に対し交付金を交付するものとする。

b 事業の内容

この事業の対象となる基金協会が引き受ける保証は、以下の全ての要件を満たすものとする。

(a) 保証対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

i (ア) の b の (a) の交付対象者 (エの事業の実施者に限る。) であること。

ii・iii (略)

(b)～(g) (略)

c 助成対象経費

基金協会が事業実施主体から受けた助成金は、次に掲げる経費に使用するものとする。

(a) 事業直接費（納付準備金繰入を除く。）

(b) 事業管理費

i 役員報酬

ii 給与手当

iii 法定福利費

iv 賞与引当金繰入

v 退職給付引当金繰入

vi 旅費交通費

vii 事務費

viii 施設費

ix 減価償却費

d 助成の実施

(a) 事業実施主体は、基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の助成金を交付するものとする。

なお、「基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保証額（基金協会負担分）」については、基金協会が毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に引き受けたbに定める要件を満たす保証（以下（イ）において「実質無担保・無保証人化措置による保証」という。）の引受累計額から、信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保険金額（実質無担保・無保証人化措置による保証の額に法第69条第6項の一定の率を乗じて得た金額をいう。以下 (b) において同じ。）を除いた額を用いるものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた} \\ \text{保証額（基金協会負担分）} \end{array} \right] \times \text{事故率（1.8\%）} \times \frac{1}{2}$$

平成29年3月31日までの期間に引き受けた保証にあつては、事故率は2.0%とする。

平成30年3月31日までの期間に引き受けた保証にあつては、事故率は1.9%とする。

(新設)

(b) 事業実施主体は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の交付金を交付するものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた} \\ \text{保険金額} \end{array} \right] \times \text{事故率（1.8\%）} \times \frac{1}{2}$$

平成29年3月31日までの期間に引き受けた保証にあつては、事故率は2.0%とする。

平成30年3月31日までの期間に引き受けた保証にあつては、事故率は1.9%とする。

(新設)

<p>行うに当たり、当該償却額から信用基金が支払った保険金額の2/5に相当する額を負債の預り金から充当することができる。</p> <p>d 報告及び助成金等の返還</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 基金協会は、各年度が終了したときは、翌月末までに別記様式第7-3号により事業実施主体に事業実績を報告するとともに、使用する見込みのない助成金の残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。</p> <p>(c) 基金協会は、実質無担保・無保証人化措置に係る令和3年度以降の全ての保証案件についての弁済が終了し、又は求償権の償却が終了したときは、速やかに助成金の精算を行い、別記様式第7-4号により事業実施主体に報告するとともに、助成金に残額が生じた場合は、基金協会は当該残額を事業実施主体に返還するものとする。</p> <p>(d) 信用基金は、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始したときは、当該保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第7-5号により、各四半期末の翌々月末までに、事業実施主体に報告するものとする。</p> <p>ただし、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始していない場合であっても、第4四半期末において過年度に実施した実質無担保・無保証人化措置による保証に係る保険引受残高を有しているときは、当該第4四半期末における引受状況等について報告するものとする。</p> <p>(e) 信用基金は、各年度が終了したときは、翌々月末までに別記様式第7-6号により事業実施主体に事業実績を報告するとともに、使用する見込みのない交付金の残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。</p> <p>(f) 信用基金は、実質無担保・無保証人化措置に係る令和3年度以降の全ての保険案件についての弁済が終了し、又は求償権の償却が終了したときは、速やかに交付金の精算を行い、別記様式第7-7号により事業実施主体に報告するとともに、交付金に残額が生じた場合は、信用基金は当該残額を事業実施主体に返還するものとする。</p> <p>(g) 事業実施主体は、(a)から(f)までの報告があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。</p> <p>e (略)</p> <p>f (略)</p> <p>(ウ) 保証料助成措置</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 保証料助成金の返還等</p> <p>(a) 基金協会は、保証料助成事業による保証について、その業務方法書の規定に基づき保証料の払戻しを行うこととなった場合において、払戻保証料のうちcの(a)のiiの保証料助成期間分に相当する額(以下dにおいて「助成返還額」という。)が生じた場合には、年度ごとに別記様式第7-8号により事業実施主体に報告するとともに、既に交付を受けた助成金について助成返還額を返還するものとする。</p> <p>ただし、cの(a)による助成が行われる場合には、事業実施主体が当該助成の額から助成返還額を控除することにより返還に代えることができるものとする。</p> <p>(b) (ア)のcの(d)のiiによる通知を受けた基金協会は、(ア)のcの(d)のiによる対応を踏まえ保証料助成金の返還が必要であると認められるときは、別記様式第7-8号により事業実施主体に報告するとともに保証料助成金を返還するものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>e 報告</p> <p>(a) 基金協会は、保証料助成事業による保証の引受けの開始時から、保証残高が零となった四半期末までの間、保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第7-9号により、各四半期末の翌月末までに、事業実施主体に報告するものとする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>f・g (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>e 報告</p> <p>(a) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(b) 信用基金は、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始したときは、当該保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第7-3号により、各四半期末の翌々月末までに、事業実施主体に報告するものとする。</p> <p>ただし、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始していない場合であっても、第4四半期末において過年度に実施した実質無担保・無保証人化措置による保証に係る保険引受残高を有しているときは、当該第4四半期末における引受状況等について報告するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(c) 事業実施主体は、(a)又は(b)の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。</p> <p>f (略)</p> <p>g (略)</p> <p>(ウ) 保証料助成措置</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 保証料助成金の返還等</p> <p>(a) 基金協会は、保証料助成事業による保証について、その業務方法書の規定に基づき保証料の払戻しを行うこととなった場合において、払戻保証料のうちcの(a)のiiの保証料助成期間分に相当する額(以下dにおいて「助成返還額」という。)が生じた場合には、年度ごとに別記様式第7-4号により事業実施主体に報告するとともに、既に交付を受けた助成金について助成返還額を返還するものとする。</p> <p>ただし、cの(a)による助成が行われる場合には、事業実施主体が当該助成の額から助成返還額を控除することにより返還に代えることができるものとする。</p> <p>(b) (ア)のcの(d)のiiによる通知を受けた基金協会は、(ア)のcの(d)のiによる対応を踏まえ保証料助成金の返還が必要であると認められるときは、別記様式第7-4号により事業実施主体に報告するとともに保証料助成金を返還するものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>e 報告</p> <p>(a) 基金協会は、保証料助成事業による保証の引受けの開始時から、保証残高が零となった四半期末までの間、保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第7-5号により、各四半期末の翌月末までに、事業実施主体に報告するものとする。</p> <p>(b) (略)</p> <p>f・g (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
別紙1 (略)	別紙1 (略)
2-11~3-3-(2) (略)	2-11~3-3-(2) (略)
第4 (略)	第4 (略)
別記参考様式第1号(第2第1項関係)	別記参考様式第1号(第2第1項関係)
令和 年度○○○○○○○○事業実施計画書	令和 年度○○○○○○○○事業実施計画書

<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 (削る)</p> <p>令和 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、提出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>令和 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定に基づき、提出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記参考様式第2号（第2第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 (削る)</p> <p>令和 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき、提出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記参考様式第2号（第2第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 団 体 名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>令和 年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき、提出する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記参考様式第3-1号（第2第3項関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業に係る特許権等の放棄の協議</p>	<p>別記参考様式第3-1号（第2第3項関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業に係る特許権等の放棄の協議</p>

<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 (削る)</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり協議する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり協議する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記参考様式第3-2号（第2第3項関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度〇〇〇事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 (削る)</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記参考様式第3-2号（第2第3項関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年度〇〇〇事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">所 在 地 事業実施主体名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第2の3の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(1-2-4) 水産資源調査・評価推進事業のうちさけ・ます類分布回遊動向調査事業)</p> <p>別記様式</p>	<p>(1-2-4) 水産資源調査・評価推進事業のうちさけ・ます類分布回遊動向調査事業)</p> <p>別記様式</p>

<p>農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 公益財団法人沖縄県漁業振興基金 財団の長 氏 名 (削る)</p> <p>年 月 日をもって、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(8)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 公益財団法人沖縄県漁業振興基金 財団の長 氏 名 印</p> <p>年 月 日をもって、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-7-(2)の(8)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(2-9-(1) 円滑化実証等事業)</p> <p>別記様式 事業収支報告書 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施者名 代表者氏名 (削る)</p> <p>円滑化実証等事業の実施に伴う収支について、下記のとおり報告する。 ※売上高が補助事業に要した経費を超えて、収益納付が発生した場合は、下記文書を加えること。 なお、令和 年度円滑化実証等事業に伴う鯨体の販売処理が完了し、収益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、金〇〇〇円を納付する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(2-9-(1) 円滑化実証等事業)</p> <p>別記様式 事業収支報告書 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施者名 代表者氏名 印</p> <p>円滑化実証等事業の実施に伴う収支について、下記のとおり報告する。 ※売上高が補助事業に要した経費を超えて、収益納付が発生した場合は、下記文書を加えること。 なお、令和 年度円滑化実証等事業に伴う鯨体の販売処理が完了し、収益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、金〇〇〇円を納付する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(2-10 水産業競争力強化緊急事業)</p> <p>別記様式第1-1号 番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域水産業再生委員会名 所在地 代表者名 (削る)</p> <p style="text-align: center;">●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業実施計画の(変更)承認について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のアの(ア)のaの(d)のiの規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請する。</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(2-10 水産業競争力強化緊急事業)</p> <p>別記様式第1-1号 番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域水産業再生委員会名 所在地 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業実施計画の(変更)承認について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のアの(ア)のaの(d)のiの規定に基づき、関係書類を添えて(変更)承認申請する。</p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第1-1号別添 (略)</p>	<p>別記様式第1-1号別添 (略)</p>
<p>別記様式第1-2号</p>	<p>別記様式第1-2号</p>

<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域水産業再生委員会名 所在地 代表者名 (削る)</p> <p style="text-align: center;">●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 10 の (3) のアの (ア) の a の (h) の規定に基づき、別添のとおり報告する。</p> <p>(注) (略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域水産業再生委員会名 所在地 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 10 の (3) のアの (ア) の a の (h) の規定に基づき、別添のとおり報告する。</p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第 1 - 2 号別添 (略)</p>	<p>別記様式第 1 - 2 号別添 (略)</p>
<p>別記様式第 2 - 1 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域漁船漁業構造改革委員会名 所在地 代表者名 (削る)</p> <p style="text-align: center;">●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業実施計画の (変更) 承認について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 10 の (3) のアの (ア) の b の (d) の i の規定に基づき、関係書類を添えて (変更) 承認申請する。</p> <p>(注) (略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域漁船漁業構造改革委員会名 所在地 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業実施計画の (変更) 承認について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 10 の (3) のアの (ア) の b の (d) の i の規定に基づき、関係書類を添えて (変更) 承認申請する。</p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第 2 - 1 号別添 (略)</p>	<p>別記様式第 2 - 1 号別添 (略)</p>
<p>別記様式第 2 - 2 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域漁船漁業構造改革委員会名 所在地 代表者名 (削る)</p> <p style="text-align: center;">●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 10 の (3) のアの (ア) の b の (h) の規定に基づき、別添のとおり報告する。</p> <p>(注) (略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">広域漁船漁業構造改革委員会名 所在地 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2 - 10 の (3) のアの (ア) の b の (h) の規定に基づき、別添のとおり報告する。</p> <p>(注) (略)</p>
<p>別記様式第 2 - 2 号別添 (略)</p>	<p>別記様式第 2 - 2 号別添 (略)</p>

別記様式第3号

競争力強化型操業推進委員会設置承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 (削る)

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（イ）のaの（c）のiiに規定する競争力強化型操業推進委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、aの（c）のiiの規程に基づき承認を申請する。

別記様式第3号

競争力強化型操業推進委員会設置承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（イ）のaの（c）のiiに規定する競争力強化型操業推進委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、aの（c）のiiの規程に基づき承認を申請する。

別記様式第4-1号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名 (削る)

●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（イ）のcの（d）のiの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

(注) (略)

別記様式第4-1号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名 印

●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（イ）のcの（d）のiの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

(注) (略)

別記様式第4-1号別添

●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画書

1 広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名		一般	漁協統合・再編
代表者名		※どちらかに○を付けること。	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	
-----------------------	--

2～6 (略)

7 ●●年度広域浜プラン実証調査 (削る)

(1) 収入の部 (単位：円)

別記様式第4-1号別添

●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画書

1 広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名			
代表者名		(新設)	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	
-----------------------	--

2～6 (略)

7 ●●年度広域プラン実証調査 ※単年度の場合

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	金 額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合 計	

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		積算内容
		国庫補助金	そ の 他	
合 計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の2-10の別紙1に掲げる「費目」に分けて記載すること。

※ 複数取組の場合は枠を追加すること。

※その他、水産庁長官が必要と認める資料を添付すること。

(削る)

区 分	金 額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合 計	

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		積算内容
		国庫補助金	そ の 他	
合 計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の2-10の別紙1に掲げる「費目」に分けて記載すること。

(新設)

※複数年度の場合（3ヵ年を上限）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	●●年度	●●年度	●●年度
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他			
合 計			

(新設)

(2) 支出の部 (単位：円)

●●年度

区 分	事 業 費	負 担 区 分		積算内容
		国庫補助金	そ の 他	
合 計				

●●年度

区 分	事 業 費	負 担 区 分		積算内容
		国庫補助金	そ の 他	
合 計				

●●年度

区 分	事 業 費	負 担 区 分		積算内容
		国庫補助金	そ の 他	
合 計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の2-10の別紙1に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第4-2号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名 (削る)

●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（イ）のcの（h）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）（略）

別記様式第4-2号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名 印

●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（イ）のcの（h）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）（略）

別記様式第4-2号別添

●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書

1 広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名		
代表者名		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 漁協統合・再編 <u>※どちらかに○を付けること。</u>

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	
-------------------	--

2 広域浜プラン実証調査活動実績
(削る)

(1) 活動内容

年 月 日	活 動 内 容	事 業 費	積 算 内 訳	備 考
合 計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

(2) 活動により得られた成果

年 月 日	活 動 内 容	得られた成果

※複数取組の場合は枠を追加すること。
※その他、水産庁長官が必要と認める資料を添付すること。

(削る)

別記様式第4-2号別添

●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書

1 広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名		
代表者名		(新設)

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	
-------------------	--

2 広域浜プラン実証調査活動実績

※単年度の場合

(1) 活動内容

年 月 日	活 動 内 容	事 業 費	積 算 内 訳	備 考
合 計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

(2) 活動により得られた成果

年 月 日	活 動 内 容	得られた成果

(新設)

※複数年度の場合
●●年度
(1) 活動内容

年月日	活動内容	事業費	積算内訳	備考
合 計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

(2) 活動により得られた成果

年月日	活動内容	得られた成果

●●年度

(1) 活動内容

年月日	活動内容	事業費	積算内訳	備考
合 計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

(2) 活動により得られた成果

年月日	活動内容	得られた成果

●●年度

(1) 活動内容

年月日	活動内容	事業費	積算内訳	備考
合 計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

(2) 活動により得られた成果

年月日	活動内容	得られた成果

3 活動の総括及び今後の活動方針

3 活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第4-3号

クロマグロ混獲回避活動評価委員会設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

(削る)

別記様式第4-3号

クロマグロ混獲回避活動評価委員会設置申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
事業実施主体名
代表者氏名

印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)

<p>）のアの（ウ）のbの（a）に規定するクロマグロ混獲回避活動評価委員会について、別添の設置要領のとおり、設置したいので、第3の2-9の（3）のアの（ウ）のbの（b）の規定に基づき承認を申請する。</p> <p>別記様式第4-4号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (削る)</p> <p>●●年度クロマグロ混獲回避活動支援のうち混獲回避取組支援事業実施計画の（変更）承認について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（ウ）のcの（a）のiiiの（i）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p>	<p>）のアの（ウ）のbの（a）に規定するクロマグロ混獲回避活動評価委員会について、別添の設置要領のとおり、設置したいので、第3の2-9の（3）のアの（ウ）のbの（b）の規定に基づき承認を申請する。</p> <p>別記様式第4-4号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p>●●年度クロマグロ混獲回避活動支援のうち混獲回避取組支援事業実施計画の（変更）承認について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（ウ）のcの（a）のiiiの（i）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。</p> <p>（注1）・（注2）（略）</p>
<p>別記様式第4-4号別添（略）</p>	<p>別記様式第4-4号別添（略）</p>
<p>別記様式第4-5号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (削る)</p> <p>●●年度クロマグロ混獲回避活動支援のうち混獲回避取組支援事業完了報告書の提出について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（ウ）のcの（a）のviの規定に基づき、関係書類を添えて報告する。</p> <p>（注）（略）</p>	<p>別記様式第4-5号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p>●●年度クロマグロ混獲回避活動支援のうち混獲回避取組支援事業完了報告書の提出について</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（ウ）のcの（a）のviの規定に基づき、関係書類を添えて報告する。</p> <p>（注）（略）</p>
<p>別記様式第4-5号別添（略）</p>	<p>別記様式第4-5号別添（略）</p>
<p>別記様式第5-1号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (削る)</p> <p>1. ～3. (略)</p>	<p>別記様式第5-1号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p>1. ～3. (略)</p>
<p>別記様式第5-2号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県または 事業実施主体 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p>	<p>別記様式第5-2号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県または 事業実施主体 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p>

<p style="text-align: right;">氏 名 (削る) 電話番号</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のイの（コ）のbの規定に基づき、下記の通り、（変更）承認申請をする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: right;">氏 名 印 電話番号</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のイの（コ）のbの規定に基づき、下記の通り、（変更）承認申請をする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第5-3号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (削る)</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇に基づき（変更）承認申請のあった実施計画書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のイの（コ）のcの規定に基づき、下記のとおり、（変更）承認申請をする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記様式第5-3号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p>〇〇年〇月〇日付け〇〇に基づき（変更）承認申請のあった実施計画書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のイの（コ）のcの規定に基づき、下記のとおり、（変更）承認申請をする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第6号</p> <p style="text-align: center;">競争力強化型機器等評価委員会設置承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 事業実施主体名 代表者氏名 (削る)</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のウの（ウ）に規定する競争力強化型機器等評価委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、第3の2-10の（3）のウの（ウ）のbの規程に基づき承認を申請する。</p>	<p>別記様式第6号</p> <p style="text-align: center;">競争力強化型機器等評価委員会設置承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 事業実施主体名 代表者氏名 印</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のウの（ウ）に規定する競争力強化型機器等評価委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、第3の2-10の（3）のウの（ウ）のbの規程に基づき承認を申請する。</p>
<p>別記様式第7-1号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化金融支援事業（実質無利子化措置）交付決定実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金管理団体名 事業実施主体の長 氏 名 (削る)</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（ア）のeの規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記様式第7-1号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化金融支援事業（実質無利子化措置）交付決定実績報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 基金管理団体名 事業実施主体の長 氏 名 印</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（ア）のeの規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第7-2号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保証引受状況報告書</p>	<p>別記様式第7-2号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保証引受状況報告書</p>

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

住 所
〇〇〇漁業信用基金協会
理事長 〇〇 〇〇 (削る)

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のエの(イ)のdの(a)の規定に基づき、〇年〇月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第7-3号

●●年度水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）実績報告書

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

住所
〇〇漁業信用基金協会
理事長 〇〇 〇〇

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のエの(イ)のdの(b)の規定に基づき、下記のとおり報告する。なお、併せて使用する見込みのない残額〇〇円を返還する。

記

- (1) 〇年度末における水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）助成金残高 円
- (2) 〇年度末における水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）の保証残高（保険に付した額を除く。）の助成金相当額 円
- (3) 〇年度末における水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）の求償権残高（保険に付した額を除く。）の助成金相当額 円
- (4) 〇年度末における助成金残高のうち、使用する見込みのない残額（(1) - (2) - (3)） 円

別記様式第7-4号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）終了報告書

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

住 所
〇〇〇漁業信用基金協会
理事長 〇〇 〇〇 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のエの(イ)のeの(a)の規定に基づき、〇年〇月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

(略)

(新設)

(新設)

住所
〇〇漁業信用基金協会
理事長 〇〇 〇〇

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）が終了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（イ）のdの（c）の規定に基づき、下記のとおり報告する。なお、併せて助成金〇〇円を返還する。

記

1 収支精算

(1) 収入

円

(2) 支出

円

(3) 収支差額（返還額）

円

（注1）（1）は助成金の金額を記載すること。

（注2）（2）は「特別準備金から充当した金額+別記様式第7-3号により使用する見込みのない残額として事業実施主体に返還した金額」により算出された金額を記載すること。

別記様式第7-5号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保険引受状況報告書

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 〇〇 〇〇 (削る)

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（イ）のdの（d）の規定に基づき、令和〇年〇月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

別記様式第7-3号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保険引受状況報告書

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 〇〇 〇〇 印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（イ）のeの（b）の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第7-6号

●●年度水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）実績報告書

年 月 日

●●●
〇〇長 〇〇 〇〇 殿

住所
独立行政法人農林漁業信用基金

(新設)

理事長 ○○ ○○

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（イ）のdの（e）の規定に基づき、使用する見込みのない残額○○円を返還する。

記

（1）○年度末における水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）交付金残高 円

（2）○年度末における水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）の保証保険残高（保険価額残高に填補率を乗じた額）の交付金相当額 円

（3）○年度末における水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）の求償権残高に係る信用基金負担分の交付金相当額 円

（4）○年度末における交付金残高のうち、使用する見込みのない残額（（1）－（2）－（3）） 円

別記様式第7-7号

(新設)

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）終了報告書

年 月 日



○○長 ○○ ○○ 殿

住所
○○漁業信用基金協会
理事長 ○○ ○○

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）が終了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のエの（イ）のdの（f）の規定に基づき、下記のとおり報告する。なお、併せて交付金○○円を返還する。

記

1 収支精算

（1）収入 円

（2）支出 円

（3）収支差額（返還額） 円

<p>(注1) (1)は交付金の金額を記載すること。 (注2) (2)は「負債の預り金から充当した金額+別記様式第7-6号により使用する見込みのない残額として事業実施主体に返還した金額」により算出された金額を記載すること。</p>	
<p>別記様式第7-8号</p> <p>水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）助成金返還報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>●●● ○○長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○○漁業信用基金協会 理事長 ○○ ○○ (削る)</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の2-10の(3)のエの(ウ)のdの(a)（※1）の規定に基づき下記により金 円の助成金の返還を報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記様式第7-4号</p> <p>水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）助成金返還報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>●●● ○○長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○○漁業信用基金協会 理事長 ○○ ○○ 印</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の2-10の(3)のエの(ウ)のdの(a)（※1）の規定に基づき下記により金 円の助成金の返還を報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第7-9号</p> <p>水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）保証引受状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>●●● ○○長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○○漁業信用基金協会 理事長 ○○ ○○ (削る)</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のエの(ウ)のeの(a)の規定に基づき、○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記様式第7-5号</p> <p>水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）保証引受状況報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>●●● ○○長 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○○漁業信用基金協会 理事長 ○○ ○○ 印</p> <p>水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(3)のエの(ウ)のeの(a)の規定に基づき、○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第8号</p> <p>水産業競争力強化基金運用益使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施主体 事業実施主体の長 氏 名 (削る)</p> <p>○○年度において、水産業競争力強化基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(4)のエの規定に基づき、管理運営費として使用することの承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別記様式第8号</p> <p>水産業競争力強化基金運用益使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施主体 事業実施主体の長 氏 名 印</p> <p>○○年度において、水産業競争力強化基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(4)のエの規定に基づき、管理運営費として使用することの承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>別記様式第9号</p> <p>水産業競争力強化基金助成完了報告書</p>	<p>別記様式第9号</p> <p>水産業競争力強化基金助成完了報告書</p>

<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施主体 事業実施主体の長 氏 名 (削る)</p> <p>年 月 日をもって、水産業競争力強化基金の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(6)のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。 (略)</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>水産庁長官 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施主体 事業実施主体の長 氏 名 印</p> <p>年 月 日をもって、水産業競争力強化基金の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(6)のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。 (略)</p>
<p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化基金事業清算報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施主体 事業実施主体の長 氏 名 (削る)</p> <p>年 月 日をもって、水産業競争力強化基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(6)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。 (略)</p>	<p>別記様式第10号</p> <p style="text-align: center;">水産業競争力強化基金事業清算報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産大臣 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 事業実施主体 事業実施主体の長 氏 名 印</p> <p>年 月 日をもって、水産業競争力強化基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の(6)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。 (略)</p>
<p>(2-11 担い手代船取得支援リース事業)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">リース助成事業実績報告</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人大日本水産会 会 長 (削る)</p> <p>〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-11の(1)のアの(オ)の規定に基づき、報告する。 (略)</p>	<p>(2-11 担い手代船取得支援リース事業)</p> <p>別記様式第1号</p> <p style="text-align: center;">リース助成事業実績報告</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人大日本水産会 会 長 印</p> <p>〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-11の(1)のアの(オ)の規定に基づき、報告する。 (略)</p>
<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: center;">リース料助成申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 名称及び代表者の氏名 (削る)</p>	<p>別記様式第2号</p> <p style="text-align: center;">リース料助成申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水産庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 名称及び代表者の氏名 印</p>